【検討状況報告】

平成25年5月30日

中国地方知事会広域連合検討会

《目次》

I これまでの経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 平成24年度第1回中国地方知事会議(平成24年6月1日)・・・・・	1
2 各県議会等への説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 国への意思表明(平成24年8月7日) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4 「アクション・プラン」推進委員会での意思表明 (平成 24 年 11 月 13 日) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5 平成24年度第2回中国地方知事会議(平成24年11月21日) ・・・・	2
6 現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
Ⅱ 持ち寄り事務に係る検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 広域防災 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 広域医療(ドクターヘリの運航調整) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3 連携事業の拡充 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
Ⅲ 組織に係る検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1 知事会議合意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

I これまでの経緯

1 平成 24 年度第1回中国地方知事会議(平成 24 年 6 月 1 日) 広域連合検討会の報告を受け、知事同士で議論し、以下の合意に至った。

(1) 基本方針

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律」が成立し、国の関与や 人員移管、財源等の課題が解決されることを前提として平成 26 年度中の移譲を 受けるため、今後、法案を含む国の制度設計の内容を見極めつつ、特定広域連合 の設立に向けた準備を進める。

(2) 特定広域連合を設立する場合のイメージ

ア 設立のねらい

- ・地方分権改革を前進させるため、国の出先機関の事務・権限の受皿の役割を 担う。
- ・あわせて、中国地方における広域行政の実施主体の役割を担う。

イ 移譲を受ける出先機関

- 当面、経済産業局を対象として移譲を受ける。
- ・地方整備局及び地方環境事務所については、今後の検討対象とする。
- ・さらに次の段階では、現時点では国において検討がなされていない厚生局、 運輸局及び農政局についても検討対象とする。

ウ 持ち寄り事務

広域連合で行うことにより、効果的・効率的な事務・事業の実施が可能となり、住民サービスの向上が見込めるという観点から、「広域防災」及び「広域 医療(ドクターへりの運航調整)」を中心に詳細な検討を行う。

2 各県議会等への説明

6月1日の合意事項に基づき、当面、経済産業局を対象として移譲を受けることや、 持ち寄り事務に関して広域防災及び広域医療(ドクターへリの運航調整)を中心に検 討することなどについて、各県議会、市町村、経済界等へ説明を行った。

3 国への意思表明(平成24年8月7日)

内閣府副大臣に対し、事務・権限の移譲を求める国の出先機関については、当面は 経済産業局とするほか、地方環境事務所については、四国各県とも丁寧な協議を行う など調整を図る旨の意思表明を行った。

あわせて、法案が内包する国の広範な関与や、人員移管・財源措置等の課題を解決するとともに、国会へ法案を提出し、与野党間の論議を深め、法案の速やかな成立に向けて、最大限努力するよう要請した。

4 「アクション・プラン」推進委員会での意思表明(平成 24 年 11 月 13 日)

政府主催の「アクション・プラン」推進委員会に中国地方知事会から平井鳥取県知事が出席し、中国地方での広域連合の検討状況や、財政上の措置が法案に明示されていないことなどについて意見を述べた。この会議で国は法案を示し、11 月 15 日に閣議決定したが、その後解散・総選挙に至った。

5 平成24年度第2回中国地方知事会議(平成24年11月21日) 国出先機関の事務・権限の移譲に係る中国地方知事会の取組について、知事による 意見交換を行い、以下のとおり合意した。

- ①国の動向を注視しながら、引き続き国出先機関の事務・権限の移譲を受ける準備を加速する。
- ②広域連合の組織や運営コストに関して、コストパフォーマンスのよい組織を目指して 検討を進める。
- ③持ち寄り事務については、広域防災、広域医療以外の分野(産業、観光等)について も、どのような事務を持ち寄ることがふさわしいか、引き続き検討を進める。

6 現 状

民主党政権の「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」は、平成24年11月15日に閣議決定されたものの、同年12月の衆議院議員総選挙により政権交代が行われ、法案未提出のまま現在に至っている。

新政権(自公政権)は、平成25年3月8日に安倍総理を本部長とする地方分権改革 推進本部を設置し、その下に地方公共団体の代表者等からなる地方分権改革有識者会 議を設置するなど、地方分権改革の推進に政府が一体となって取り組む姿勢を示して おり、国出先機関の事務・権限の移管についても検討が進められているところである。

中国地方知事会としては、当面、国出先機関の事務・権限の移譲等に関する検討・ 取組についての動きを注視していくこととする。

Ⅱ 持ち寄り事務に係る検討

1 広域防災

(1) 広域連合設立を前提とした持ち寄り事務としての検討

【広域連合検討会検討状況報告(H24.11.21)】

(1)検討の観点

①大規模広域的災害発生時の調整等、②「広域防災計画」の策定、③広域防災訓練の実施、④防災分野の人材育成、⑤救援物資の共同備蓄の検討・実施について、特定広域連合で実施することのメリットや事務の具体的な内容、今後の課題について検討を行った。

(2) 大規模広域的災害発生時の調整等

ア)メリット

大規模広域的災害に対し、各県から独立した常設で専門的な組織である広域 連合が各県間調整機能を発揮することにより、広域防災体制の強化が実現

イ) 事務の具体的な内容

広域連合事務局が現行協定上の広域支援本部の役割を担い、県間調整等を中 心として次の事務を実施

- (ア) 支援担当県等から被災地ニーズ等の情報を収集
- (イ) 必要に応じ連絡員を被災地に派遣
- (ウ) 支援を行う各県の支援状況等の情報を集約
- (エ)被災県支援に係る各県との調整
- (オ)四国ブロックとの連携や全国知事会等との調整等

(3)「広域防災計画」の策定

ア)メリット

広域防災計画の策定により、中国地方としての大規模広域的災害への対応方 針が明確になり、計画的な対策の推進が可能

イ) 事務の具体的な内容

大規模広域的災害発生時に広域連合が行う広域的防災活動に係る計画を策定

- (ア) 中国地方内の応援・受援の調整
- (イ) 中国地方外への応援の要請
- (ウ) 全国への支援要請、全国からの応援要請に対する調整

(4) 広域防災訓練の実施

ア) メリット

常設の広域連合事務局が企画・調整することにより、体系的に一貫性のある 広域防災訓練の実施が実現

イ) 事務の具体的な内容

広域連合事務局が企画・調整し、想定する災害に対し、広域連合と想定被災 県を含む各県が参加して広域防災訓練を実施

(5) 防災分野の人材育成

ア)メリット

常設の広域連合事務局が企画・実施することにより、専門的・効果的な研修の実施や、研修受講による各県の人的ネットワークの構築が実現

イ) 事務の具体的な内容

各県の防災担当職員等を対象とした災害救助法実務や家屋被害認定等の研修 を実施

(6) 救援物資の共同備蓄の検討・実施

ア)メリット

各県共通の備蓄救援物資について、広域連合が備蓄又は備蓄調整等を行うことにより、各県の備蓄に加え、更に救援物資等の備えが充実

イ) 事務の具体的な内容

各県の備蓄計画や備蓄状況を把握しながら、効果的な共同備蓄の在り方について検討

(7) 今後の課題

- ・広域連合の事務等としての位置付けが困難な事務があれば、各県に残る事務 を協定により実施することも念頭に検討が必要
- ・「広域防災計画」と、各県の地域防災計画や防災会議との関係等との整理が必要
- ・「広域防災計画」の内容を、総合的計画とするか、応援・受援など広域連合で 実施する事務に限定した計画とするかなど、具体的な在り方の検討が必要
- ・広域防災訓練に係る実施時期・頻度、実施形態(図上・実動の別、開催地等) について、詳細な検討が必要
- ・各県で備蓄物資の種類・数量等に差異がある中、共同備蓄に相応しい物資の 種類・数量等を定めることや、共同備蓄物資で対応する場合のルール化が必 要

(2) 現状と今後の対応

広域防災については、東日本大震災の教訓及び今後想定される南海トラフ巨大地 震等を受け、大規模広域災害への備えとして災害対策基本法における広域応援の仕 組みの充実が図られるとともに、地方公共団体同士の災害時応援協定の締結が進め られている。

今後、広域防災を推進するためには、「中国5県災害発生時の広域支援に関する協定(平成24年3月1日改訂)」を基本として、災害発生時のカウンターパート制による支援、広域支援本部による支援の実効性を確保することなどが必要であり、引き続き5県の防災部局間で、応援・受援計画等の検討を進めるとともに、広域防災訓練の共同実施、各県の訓練の相互参加、各県における備蓄物資の情報共有など、平常時の交流を図るとともに、5県の連携をより一層強化する取組を行っていく。

- 2 広域医療(ドクターへリの運航調整)
- (1) 広域連合設立を前提とした持ち寄り事務としての検討

【広域連合検討会検討状況報告(H24.11.21)】

- (1)検討の観点
 - ①広域連携計画の策定、②広域連携調整会議の運営、③補助金に係る事務、 ④災害時のドクターへリの運航、⑤人材育成(合同研修会の開催)について、 特定広域連合で実施することのメリットや事務の具体的な内容、今後の課題に ついて検討を行った。
- (2) 広域連携計画の策定
 - ア)メリット

中国地方におけるドクターへリの広域運航体制の方向性が明確となり計画的な対策の推進が可能

- イ) 事務の具体的な内容 広域運航に係る連携体制の構築や将来ビジョンを定めた計画を策定
- (3) 広域連携調整会議の運営
 - ア) メリット

広域連合の各県間の調整機能により、円滑な広域運航を実現

イ)事務の具体的な内容

広域連合事務局が、広域連携調整会議の事務局として次の事務を実施

- (ア) 開催調整・運営
- (イ) 広域運航の調整
- (4) 補助又は委託に係る事務
 - ア) メリット

各県が行っている事務の一元化により、事務の効率化を実現

- イ)事務の具体的な内容
 - (ア) 補助金に係る国との調整
 - (イ) 各基地病院への補助金又は委託金の支出
- (5) 災害時のドクターへリの運航
 - ア)メリット

広域連合が災害時における被災地支援を一元的に行うことにより、災害時に おける救命医療の強化を実現

- イ) 事務の具体的な内容
 - (ア)被災地の支援ニーズの把握
 - (イ)被災地からの支援要請の受諾
 - (ウ) 支援ニーズに応じた活動
 - (エ) 災害対策本部等との連絡・調整

(6) 人材育成(合同研修会の開催)

ア) メリット

各県単独では実施困難な専門的な研修などの実施による人材の質の向上、基 地病院が行っている研修の効率化

イ) 事務の具体的な内容

広域連合の企画・調整により、基地病院のフライトドクター、フライトナースを対象とした現場対応に係る研修を実施

(7) 今後の課題

- ・広域連携計画は、広域運航の実績や課題を踏まえる必要があるため、特定広 域連合設立後に策定
- ・広域連携計画と、各県が策定する「保健医療計画」や「地域防災計画」との 整合について、更に検討
- ・災害時のドクターへリの運航について、広域防災分野の事務との連携調整を 更に検討

(2) 現状と今後の対応

ドクターへリの運航調整については、5 県において各県が運用するドクターへリの広域的連携による救急医療体制充実を図るための相互利用、災害時の相互協力を目的として、平成25年1月23日に中国地方5県及び4基地病院による「中国地方5県ドクターへリ広域連携に係る基本協定」を締結した。

平成25年5月1日から広島県ドクターへリが島根県への乗入れを開始し、その後、協議が整った県同士から順次乗入れを開始しているところである。

「災害時のドクターへリの運航」、「広域連携調整会議の運営」については、引き 続き中国地方知事会の広域連携検討会において検討を進める。

3 連携事業の拡充

今後、既に合意した分野の中で、広域連携事務として実施可能なものについては中国地方知事会の広域連携検討会等で検討を進め、新規連携事務(広域産業振興、広域観光、中山間地域振興、温暖化対策等)についても、効率性の観点から、スケールメリットを活かした広域連携について検討を進める。

Ⅲ 組織に係る検討

1 知事会議合意事項

- ①広域的実施体制については、既存の制度や新たな制度を幅広く検証し、中国地方・中四国地方にふさわしい体制とすることとし、簡素で無駄のない組織を目指す。(H23.5.30 知事会議)
- ②広域連合の組織や運営コストに関しては、できるだけコストパフォーマンスのよい 組織を目指して検討を進める。(H24.11.21 知事会議)

〔参考〕広域連合検討会検討状況報告(H24.11.21)

地方自治法に基づき、広域連合に必要な機関のほか、特例制度に基づき、特定広域 連合として必要な機関を設けるが、簡素で効率的な組織を原則として、以下のとおり、 主要な機関について論点整理を行った。

1 広域連合議会

広域連合の議決機関として設置することとされ、また、議員は、直接公選又は 構成団体の議会で選挙(間接選挙)することとされており、選挙の方法について、 各県議会のご意向を踏まえ、具体的な検討が必要である。

2 特定広域連合長

特定広域連合の執行機関として、特定広域連合を代表する特定広域連合長は、直接公選又は構成団体の長のうちから長が投票により選挙(間接選挙)することとされており、選挙の方法について、具体的な検討が必要である。

3 特定広域連合委員会

特定広域連合長は、重要事項の決定・変更に当たり、特定広域連合を組織する地方公共団体の長を構成員とする特定広域連合委員会の意見を聴き当該意見を勘案して適切な措置を講じることができることとされており、設置の要否を含め、その在り方について具体的な検討が必要である。

4 選挙管理委員会、監査委員、人事委員会

広域連合においては、普通地方公共団体と同様の直接請求を認めることとされていることから、直接選挙の実施の有無にかかわらず、選挙管理委員会を設置することとされている。また、普通地方公共団体と同様に監査を行う機関を置くこととされている。さらに、職員の給与や不利益処分等に係る人事行政の専門的・中立的機関として、人事委員会を設置することとされており、これらの設置について、具体的な検討が必要である。

5 本部事務局及び分野事務局の設置の検討

総務・企画の事務を処理する本部事務局と、広域防災等個々の分野の事務事業を処理する分野事務局について、分割による設置も含め、事務局の在り方について、具体的な検討が必要である。